

諮問番号：情報公開諮問第1号

答申番号：川情審査情公答申第1号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関である川口市教育委員会が令和2年10月16日に行った部分公開決定のうち、「川口市不登校の割合(小学校)」及び「川口市不登校の割合(中学校)」記載の各小学校及び中学校の「割合」部分についてはこれらを公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、令和2年9月29日、川口市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市教育委員会（以下、「実施機関」という。）に対し、「令和2年9月25日（金）に開催された『不登校対策に関わる臨時研修会』で配布された資料及びリーフレット『不登校対策のポイント』、及び『令和元年度不登校児童・生徒数』の文書一切」の公開を求めた。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和2年10月16日付で同文書の一部につき、①不登校児童生徒数が判明する学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるとして、条例第7条第2号に該当すること、②不登校児童生徒数が特定されることで当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校・教員の取組みに悪影響を及ぼし、また、保護者等に不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第7号に該当するとして条例第11条第1項に基づき、これら一部を非公開とする部分公開決定をした。

- 3 請求人は、令和3年1月22日、実施機関に対し、上記決定について審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し、実施機関は、令和3年3月9日、条例第17条に基づき当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 実施機関が行った、部分公開決定は次の理由で不適法である。
- 2 実施機関が主張する各小中学校における不登校児童生徒数が判明することについては、実施機関は、かつて平成28年度、平成29年度、平成30年度1学期分の各小中学校の不登校児童生徒数を公開（情報提供）してきている。現在が当時と違う状況であるならばより具体的に説明すべきであり、また、当時の情報提供していた理由の説明、それによる児童生徒が特定される危惧を予見していたのかいなかったのか、提供した判断の正誤性についても付記すべきである。
- 3 実施機関が主張する、「学校によっては当該不登校児童生徒が特定される」については、非公開の「各小中学校の割合」は特定の個人を識別できるものではない。そこから個人を特定することはできず他の情報と照合することによっても個人を特定するための情報は入手できないのが現状である。

過去3回の公開（情報提供）したことで、個人が特定された事案・問題が起きたことがあるのかを、主管課の担当者に尋ねたが「なかった」と回答している。「個人が特定される」ことの拡大解釈がみられる。

- 4 実施機関が公開しない理由は、もう一つは条例第7条第7号に該当し、その理由は、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等の不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそ

れがあることからとしている。

- 5 しかしながら、そこに記載されている内容が、第7条第7号にある「市の事務・業務」との関連が不明である。また、第7号に列挙されているア～エのどれにあたるかもわからない。部分公開の理由であるなら具体的に理解できるように記述すべきである。

実施機関は、学務課が所管する人事評価制度運用において、誤った指示による管理職自己評価シートの目標設定させた「『不登校減少』の取り組み」が、もし「市の事務・事業」になるならばしっかり明記すべきである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

- 1 令和2年9月29日付公文書公開請求のあった公文書については、条例第11条第1項の規定により、一部を公開することを決定し、通知した。
- 2 その理由は、川口市不登校の割合のうち各小中学校の割合の情報を公開すると、各小中学校における不登校児童生徒数が判明することで、当該不登校児童生徒が特定されるおそれがあるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当する。
- 3 また、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、川口市情報公開条例第7条第7号に該当し非公開とする。
- 4 これまで、平成28年度、平成29年度及び平成30年度1学期分の「学校別不登校児童生徒数一覧」を審査請求者に対して情報提供していたが、上記のとおり個人が特定され得ること、またそれに伴う様々な支障が生じ得ること、更には、他市の状況や昨今の社会情勢を考慮した結果、公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、

判断を改めたものである。

## 第5 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和3年3月22日	実施機関からの意見聴取、書面審査
令和3年4月21日	書面審査
令和3年5月24日	請求人による口頭意見陳述、書面審査
令和3年8月27日	書面審査
令和3年9月14日	書面審査
令和3年11月22日	書面審査
令和4年2月21日	書面審査
令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

## 第6 審査会の判断

### 1 従前の情報提供との関係について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求文書と同種の平成28年度、平成29年度および平成30年度1学期に作成された文書については、従来、情報提供されていた旨主張し、実施機関もこれを認めている。
- (2) ところで、ある情報を公開するか否かは、各請求時に、その時の状況等を検討した上で、条例を適用し、判断するものであって、必ずしも従前の判断に拘束されるものではない。よって、前記第3記載の審査請求人の主張の要旨の2の主張は、理由がない。

## 2 条例第7条第2号の該当性

- (1) 本件審査請求文書は、各小中学校の不登校の児童生徒の割合が数字で示されているだけであって、それによって個人を識別するような情報には該当しない。
- (2) また、この数字が公にされたからといって、特定の個人の権利や利益を害されるような具体的な事情は見出すことはできない。
- (3) よって、本件情報が条例第7条第2号に該当することは認められない。

## 3 条例第7条第7号の該当性

- (1) 実施機関は、条例第7条第7号に該当するとしているが、それが同号本文に定めるア乃至エのどれに該当するのか、あるいは、ア乃至エ以外の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの」に該当するのかを明確にしていない。この様な理由記載では、不十分である。
- (2) なお、実施機関は、本件審査請求文書が公開され、不登校児童生徒数が特定され、また、その方策が明らかになることが当該児童生徒自身や教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、各校の不登校者の数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがある旨主張する。
- (3) しかしながら、不登校そのものは、一般の社会生活のなかで生じているものであり、現代社会において子供のおかれた状況からして、その理由も様々な原因によるものであり、不登校の児童生徒のいることや、その対策が検討されていることから、ただちに、父母に不安をもたらせたり、その対策が示されることが教員の取組みに悪影響を及ぼすとは認められない。

#### 4 いわゆる「比較衡量」について

- (1) 実施機関は、「公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めた」としている。
- (2) しかしながら、実施機関は、情報公開にあたり条例で定められた除外事由に該当する事実があるかどうかを判断し、その除外事由があるときのみ公開しないことができるのであって、基本的人権の一つである「知る権利」に基づく行政情報の公開請求権と他の権利を比較衡量するようなことは、実施機関の恣意による判断を招くおそれもあり許されるものではない。

#### 5 条例第7条第7号（ウ）の該当性

- (1) ところで、本件審査請求文書は、令和2年9月25日午後3時30分から川口市教育研究所で行われた令和2年度不登校対策臨時研修会において配布され、使用された資料であることが認められる。
- (2) この研修会は、教育委員会の職員と教員のみで行われた非公開の研修会であり、本件審査請求文書は、この研修会において川口市内の実情を表す重要な資料である。
- (3) しかしながら、非公開の研修会であったからといって、その研修会の資料が情報公開において、当然に非公開となるものではない。また、資料作成にあたっては、各学校の担当者は正しい数値を記載すべきであって、その資料が公にされるからといって、実情に合わない人数を示すことは許されるものではなく、このような過程で作成された情報が公開されたからといって、その調査研究が公正かつ能率的に遂行することが、不当に損なわれるとは認められず、条例第7条第7号（ウ）にも該当しない。

## 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊